

商品概要説明書

2021年3月1日現在

商品名：社員応援定期積金

販売対象	社員応援プラン契約先に勤務する従業員または役員の方。	
期間	3年以上5年以内	
預入	預入方法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	預入金額	10,000円以上
	預入単位	1,000円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用金利	契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。
	利払方法	給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	<p>・個人の方の給付補てん金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません。）</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>	
手数料	—	
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による受入れができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（8時45分～17時10分、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	

1/2

商品名：社員応援定期積金

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
預金保険について	預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）